

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する 協定締結に係る技術資料作成要領

1. 協定の概要

(1) 名称 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定

(2) 目的 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、甲府河川国道事務所が管理または工事中の道路施設等において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策に関し必要な事項を定め、協定者が相互に協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内容 甲府河川国道事務所管内「一般国道20号、52号、138号、139号」における「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」の締結
協定区間は次の19区間とする。(対象区間図は別紙1のとおり)
なお、協定書(案)は別紙2のとおりとする。

1) 国道20号 大月出張所管内

自) 上野原市井戸尻～ 至) 大月市富浜町鳥沢 L=14.064km

2) 国道20号 大月出張所管内

自) 大月市富浜町鳥沢～ 至) 大月市初狩町下初狩 L=12.200km

国道20号大月BP

自) 大月市駒橋～ 至) 大月市大月二丁目 L=1.5km

3) 国道20号 大和国道出張所管内

自) 大月市初狩町下初狩～ 至) 甲州市大和町初鹿野 L=13.550km

4) 国道20号 大和国道出張所管内

自) 甲州市大和町初鹿野～ 至) 笛吹市石和町広瀬 L=17.610km

5) 国道20号 甲府出張所管内

自) 笛吹市石和町広瀬～ 至) 甲斐市富竹新田 L=9.04km

14) 国道20号 甲府出張所管内

自) 甲斐市富竹新田～至) 甲斐市竜王 L=3.830km

国道52号 甲府出張所管内

自) 甲斐市竜王～ 至) 甲府市丸ノ内3丁目 L=5.410km

6) 国道20号 甲府出張所管内

自) 甲斐市竜王～ 至) 韮崎市円野町上円井 L=15.400km

7) 国道20号 甲府出張所管内

自) 韮崎市円野町上円井～ 至) 長野県諏訪郡富士見町落合 L=14.810km

8) 国道52号 峡南国道出張所管内

自) 南巨摩郡南部町万沢～ 至) 南巨摩郡南部町塩沢 L=14.738km

9) 国道52号 峡南国道出張所管内

自) 南巨摩郡南部町塩沢～ 至) 南巨摩郡身延町相又 L=10.200km

10) 国道52号 峡南国道出張所管内

自) 南巨摩郡身延町相又～ 至) 南巨摩郡身延町下山 L=9.840km

- 11) 国道52号 峡南国道出張所管内
自) 南巨摩郡身延町下山～ 至) 南巨摩郡身延町西島 L = 9. 260 km
- 12) 国道52号 峡南国道出張所管内
自) 南巨摩郡身延町西島～ 至) 南巨摩郡富士川町長沢 L = 10. 600 km
国道52号甲西BP
自) 南巨摩郡富士川町鯉沢～ 至) 南アルプス市和泉 L = 3. 944 km
- 13) 国道52号 甲府出張所管内
自) 南巨摩郡富士川町長沢～ 至) 韮崎市韮崎町(舟山橋北詰) L = 14. 215 km
- 15) 国道52号甲西BP 甲府出張所管内
自) 南巨摩郡富士川町青柳～ 至) 甲斐市下今井 L = 14. 179 km
- 16) 国道138号 富士吉田国道出張所管内
自) 富士吉田市上吉田字上町～ 至) 南都留郡山中湖村大字平野 L = 14. 200 km
- 17) 国道139号 富士吉田国道出張所管内
自) 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺～ 至) 南都留郡富士河口湖町小立 L = 20. 400 km
- 18) 国道139号 富士吉田国道出張所管内
自) 南都留郡富士河口湖町小立～ 至) 富士吉田市上吉田上町 L = 5. 200 km
国道139号
自) 富士吉田市上吉田新田～ 至) 南都留郡西桂町小沼 L = 6. 500 km
- 19) 国道139号 大月出張所管内
自) 南都留郡西桂町小沼～ 至) 大月市大月二丁目 L = 13. 250 km
国道139号都留BP
自) 都留市上谷6丁目～ 至) 都留市井倉 L = 5. 550 km

(4) 期間 平成24年9月1日から平成27年8月31日まで

2. 技術資料の提出を求める対象者

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)平成23・24年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 山梨県内の以下に示す市町村に建設業法に基づく本店を有すること。
 - 1) 大月出張所管内の協定締結を希望する会社
上野原市、大月市、都留市、甲州市、笛吹市、西桂町、富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、道志村
 - 2) 大和国道出張所管内の協定締結を希望する会社

大月市、都留市、西桂町、甲州市、笛吹市、甲府市、甲斐市、昭和町、中央市、山梨市、富士河口湖町、富士吉田市

- 3) 甲府出張所管内の協定締結を希望する会社
笛吹市、甲州市、山梨市、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、北杜市、市川三郷町、富士川町、南アルプス市、身延町
- 4) 峡南国道出張所管内の協定締結を希望する会社
南部町、身延町、早川町、富士川町、市川三郷町、中央市、南アルプス市、甲府市、昭和町、甲斐市、韮崎市
- 5) 富士吉田国道出張所管内の協定締結を希望する会社
身延町、市川三郷町、中央市、甲府市、笛吹市、富士河口湖町、鳴沢村、富士吉田市、忍野村、山中湖村、西桂町、都留市、大月市、道志村

(5) 平成9年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

(ア) 道路工事

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、当該各工事工種毎における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から選定の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(10) 建設機械及び資材等の手配が容易にできること。

(11) 緊急時に技術者や作業員等が出動出来る体制がとれること。

3. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として、以下の書類を提出すること。

① 次表（2）、（6）、（12）の施工実績として記載した工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写し。

ただし、CORINS等での記載内容で同種の工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

② 次表（2）、（6）の施工実績として記載した工事が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写し。

③ 上記①および②の他、次表中で求める書類。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
(1) 協定締結希望区間	(様式－１) ①希望管内（区間番号）を記載すること（複数記載可）
(2) 同種工事の施工実績	(様式－２) ① 平成９年４月１日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。） （ア）道路工事 なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が６５点未満のものを除く。 また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
(3) 優良工事表彰の実績	(様式－３) ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事における平成２２年度から平成２３年度までに受けた優良工事表彰の有無を記載する。 ② 優良工事表彰がある場合には、工事名、CORINS登録番号、発注機関（事務所名等）、工期、表彰内容（局長表彰、事務所長表彰）を記載する。 ③ 表彰が確認できる表彰状の写しを別途添付すること。
(4) 安全管理優良受注者表彰の実績	(様式－４) ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事における平成２３年度に受けた安全管理優良受注者表彰の有無を記載する。 ② 表彰が確認できる表彰状の写しを別途添付すること。
(5) 工事成績優秀企業認定の実績	(様式－５) ① 平成２２年度から平成２３年度に関東地方整備局長から受けた工事成績優秀企業認定の有無を記載する。 ② 認定が確認できる認定証の写しを別途添付すること。
(6) 「難工事」施工実績	(様式－６) ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、「難工事指定」された工事のうち、平成２３年７月１日以降に完成した施工実績の有無を記載する。ただし評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が７０点未満のものを除く。 ② 実績工事が難工事指定工事であることが確認できる資料の写しを添付すること。
(7) 難工事功労表彰の実績	(様式－７) ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、平成２３年度に受けた難工事功労表彰の有無を記載する。 ② 表彰が確認できる表彰状の写しを添付すること。

(8) 資格保有者の状況	(様式-8) ① 自社における一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格保有者全員の氏名、生年月日、住所（市町村まで）を記載する。 ② 併せてA4の用紙に資格証及び社員証の写し（1枚に複数複写可）を添付すること。
(9) 災害出動要請時の作業員配置及び参集状況	(様式-9) ① 災害時に出勤可能な作業員（オペレーター含む）の参集先及び実人数を記載する。 ② 記載する作業員は、社員又は協力会社で確保のいずれでも良いが、災害時に出勤可能な確保体制（理由）を併せて記載する。 ③ 記載する作業員の人数は単に社員や協力会社社員などの社員数を記載するのではなく、本協定に基づく要請時に出勤可能な人数を記載すること。
(10) 災害時に使用する建設機械の保有状況	(様式-10) ① 災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配状況として、機械種別、台数、所有者、保管場所を記載する。 ② 記載する機械は、自社保有又は協力会社で保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制（理由）を併せて記載する。 ③ なお、記載する建設機械は単に会社で保有している建設機械を全数記載するのではなく、本協定に基づく要請時に出勤が確保できる建設機械及び台数を記載すること。 建設機械は下記のとおりとする クレーン類＝ホイールクレーン、ラフタークレーン等 運搬車類＝ダンプ、トラック、トレーラ等 掘削機械＝バックホウ、ショベル、ブルドーザー等 その他機械＝モーターグレーダー、高所作業車等
(11) 災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	(様式-11) ① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ② 締結している場合は、協定又は契約別、名称、機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は全てを記載するものとする。ただし甲府河川国道事務所および関東地方整備局との協定については記載しなくて良い。 ③ 災害要請が重なった場合、甲府河川国道事務所に協力するための体制を記載するものとする。 ④ 記載した協定書又は契約書の写しを添付すること。
(12) 災害応急復旧工事の施工実績	(様式-12) ① 平成14年4月1日以降（過去10年間）に、元請けとして完成・引き渡し完了した関東地方整備局管内における災害応急復旧工事（災害復旧工事は含まない。いわゆる緊急災をいう。災害協定により出動し工事契約を締結したものは含む。）の施工実績があれば1件記載する。
(13) 災害時の事業継続力の認定状況	(様式-13) ① 技術資料の提出期限日までに「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的継続力認定企業として関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を記載する。 ② 認定証の交付を受けている場合は、認定年月日を記載し、認定書の写しを添付すること。

4. 技術資料の提出

(1) 技術資料の作成及び提出

技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参あるいは郵送もしくは託送（配達の記事が残るものに限る）するものとし、メール又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。（郵送もしくは託送の場合は、表に「技術資料在中」と記載し、受付期間に必着とする。）

- ・受付期間：平成24年7月13日（金）から平成24年7月26日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。
- ・受付場所：関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職
〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1
TEL 055-252-9581

- (2) 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付すとともに全頁数を表示し、1部提出すること。
(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

5. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりとする。

(1) 企業の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を55点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
工事成績 当該工事工種で過去2年間の工事成績評点の平均点 「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の当該工種工事における平成22年4月1日から平成24年3月31日までに完成した工事の工事成績」	80点以上	10
	75点以上80点未満	5
	70点以上75点未満	2
	70点未満（実績なしはこれに該当）	0
工事成績（評価点減点） 「技術資料の提出期限月から過去1年の間で、過去に行われた減点試行対象工事において工事成績評定点が65点未満と通知された当該工種工事の有無」	65点未満あり	-10
	65点未満無し	0
優良工事表彰 過去2年間の優良工事表彰の有無 「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事における平成22年度及び平成23年度に受けた優良工事表彰の有無」 各年度でそれぞれ表彰を受けていれば、それぞれ	局長表彰あり	5
	事務所長表彰あり	3
	表彰の実績無し	0

加算する（最大１０点）。 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※同一年度に局長表彰及び事務所長表彰を同時に受賞した場合は、局長表彰のみを加算対象とする。		
安全管理優良受注者表彰 （安全管理優良請負者表彰） 過去１年間の安全管理優良受注者表彰の有無 「関東地方整備局（港湾空 港関係を除く。）発注工事の当該工事工種における平成２３年度に受けた安全管理優良受注者表彰の有無」 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。	表彰あり 表彰無し	5 0
工事成績優秀企業認定 過去２年間の工事成績優秀企業認定の有無 「平成２２年度及び平成２３年度に、関東地方整備局長から受けた工事成績優秀企業認定の有無」 各年度でそれぞれ認定を受けていれば、それぞれ加算する。（最大１０点） ※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。	認定あり 認定なし	5 0
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日時点における、右欄に掲げる措置等の有無」 （最大－２４点）	文書注意	－８
	口頭注意	－４
	なし	０
	修補請求による修補を実施中である	－８
	契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である	－８
「難工事」施工実績 過去１年間における「難工事指定」対象工事の施工実績 「関東地方整備局（港湾空 港関係を除く。）発注工事 において「難工事指定」された工事のうち、平成２３年７月１日以降に完成した施工実績の有無」 ※工事成績評定点の合計が７０点以上の工事について評価するので、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付	施工実績あり	３
	施工実績なし	０

がない場合は評価しない。		
難工事功労表彰	表彰あり	2
過去1年間の難工事功労表彰の有無	表彰無し	0
「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事において平成23年度に受けた難工事功労表彰の有無」 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。		
資格保有者の状況	30人以上	5
1級又は2級土木施工管理技士の資格保有者数	20人～29人	3
	10人～19人	1
	1人～9人	0
	0人	選定しない
災害出動要請時の作業員配置及び参集状況	20人以上	5
(災害時に出勤可能な作業員(オペレーター含む)の確保数)	10人～19.5人	3
(協力会社の作業員は1人当たり0.5人分に換算して評価する)	0.5人～9.5人	0
	0人	選定しない
災害時に使用する建設機械保有台数	常時10台以上	5
(協力会社保有機械は1台当たり0.5台分に換算して評価する)	常時5台～9.5台	3
	常時0.5台～4.5台	0
	0台	選定しない
災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	他機関と要請が重複した場合の体制が不明確な場合は選定しないことがある。	－

(2) 企業の信頼性社会性

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目に毎における評価点の最高点の合計を10点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔地域精通度〕		
災害応急復旧工事等の施工実績	施工実績あり	5
過去10年間の施工実績	施工実績無し	0
「平成14年4月1日以降に完成し引渡し完了した施工実績」 ※災害復旧工事は除く		
地域への貢献(災害時の基礎的事業継続力)	認定あり	5
災害時の基礎的事業継続力の認定状況	認定なし	0

「技術資料の提出期限日 における、関東地方整備局 長から受けた災害時の基礎 的事業継続力の認定の有 無」 ※認定証の写しを必ず添 付すること。添付がない場 合は評価しない。		
---	--	--

(3) 技術資料の作成説明会は開催しない。

6. 協定締結者の選定に関する事項

- (1) 協定締結を希望する区間の1箇所または希望を明記の複数箇所について技術資料を提出できるものとするが、復旧活動の確実性の観点から協定区間は1社1区間を基本とする。
- (2) 技術資料に基づき、資格の有無を判断し、資格を有する者の中から協定締結希望区間の重複を考慮し、協定締結を希望する者の少ない区間から順次選定作業を行い、平成23・24年度一般競争入札（指名競争）入札参加資格における名簿順位等を考慮した技術審査結果により協定締結者を選定する。
- (3) したがって、締結者の選定において、技術資料提出者が協定締結希望区間を複数希望した場合の希望優先順位は反映されない場合がある。
- (4) 予定する協定区間に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当する場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。
- (5) 技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
- (6) 選定結果についての通知は、平成24年8月22日（水）を予定している。

7. 協定締結者の選定に係るヒアリング

技術資料の提出後、必要があればヒアリングを実施する。実施する場合は、平成24年8月6日（月）12時までに技術資料提出者に実施する旨の連絡を別紙3によりFAXにて通知する。

- 1) 実施場所 甲府河川国道事務所
- 2) 実施日 平成24年8月9日（木）
予備日：平成24年8月10日（金）
- 3) 内容 技術資料の内容および協定区間の協議
- 4) 出席者 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方

8. 非締結理由の説明

- (1) 「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」を結ばなかったときは、書面により結ばなかった理由を（以下「非締結理由」という）を通知（郵送）する。
- (2) 非締結者のうち、締結決定結果に対して不服がある者は、締結決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面により、関東地方整備局甲府河川国道事務所長に対して非締結理由についての説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - 1) 受付窓口 〒400-8578山梨県甲府市緑が丘1-10-1
関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職
TEL 055-252-9581
 - 2) 受付時間 休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(5)(2)の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

9. 実施上の留意事項

(1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された技術資料は、当該目的以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された技術資料は返却しない。

(4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、協定締結者とししない。また、虚偽の記載をした者を協定締結者としていた場合には、協定を取り消す。(建築機械・資器材・資格保有者等に関する締結後の小規模な変動は対象外)

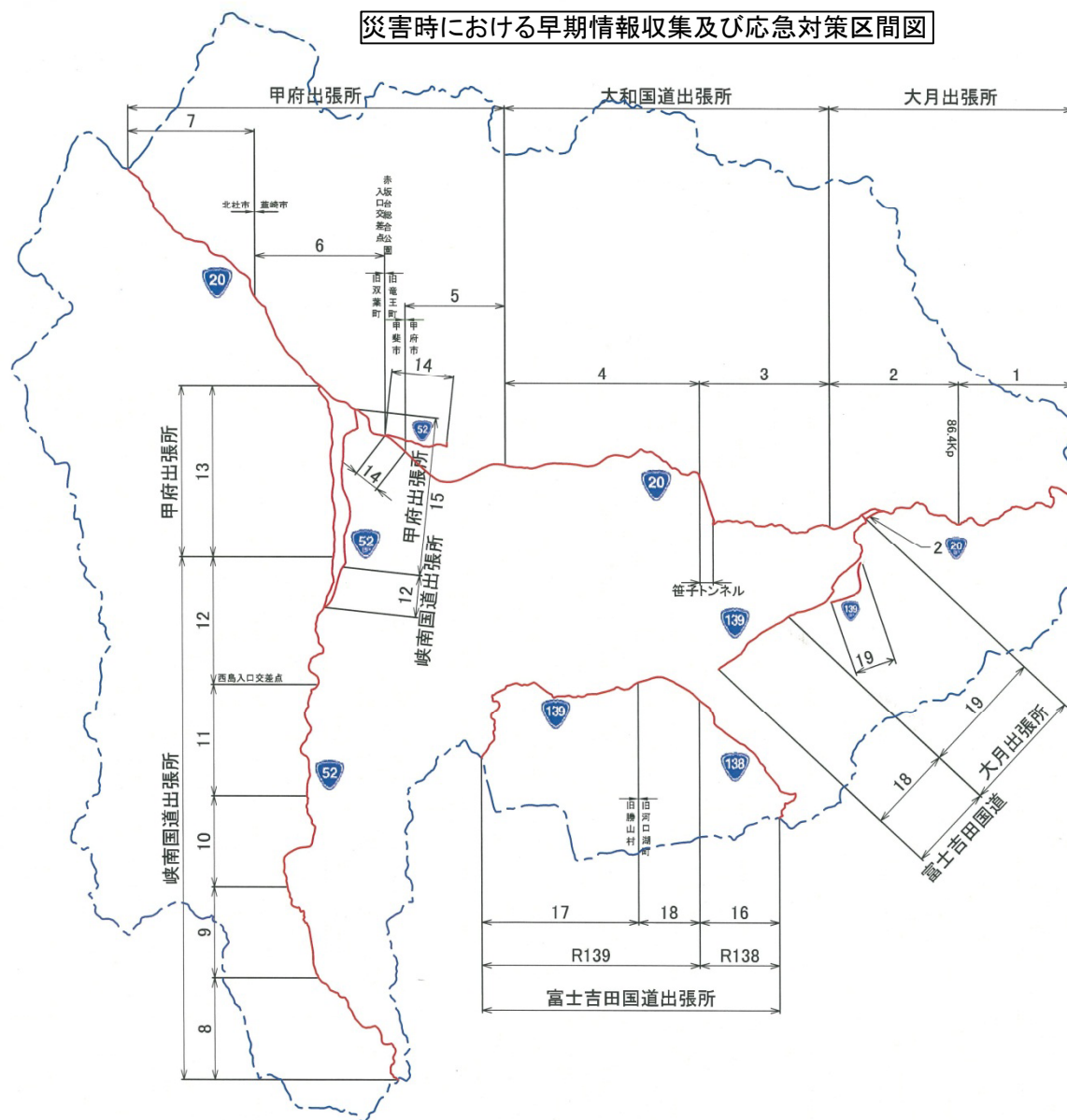
(5) 技術資料の作成に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

・問い合わせ先：関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職

TEL 055-252-9581

別紙－１

災害時における早期情報収集及び応急対策区間図



番号	路線名	終点及び終点	距離 (km)	延長 (km)	出張所名
1	20	山梨県上野原市井戸尻	72.336	14.064	大月出張所
	"	" 大月市富浜町鳥沢	86.400		
	"	" 大月市富浜町鳥沢	86.400	12.200	
	"	" 大月市初狩町志下初狩	98.600		"
	20 (大月BP)	" 大月市駒橋3丁目	-	1.500	
	"	" 大月市大月2丁目	-		
	"	" 大月市初狩町志下初狩	98.600		
3	"	" 甲州市大和町初鹿野	112.150	13.550	大和国道出張所
	"	" 甲州市大和町初鹿野	112.150		
4	"	" 笛吹市石和町広瀬	129.760	17.610	"
	"	" 笛吹市石和町広瀬	129.760		
5	"	" 甲斐市富竹新田	138.800	9.040	甲府出張所
	"	" 甲斐市富竹新田	138.800		
	"	" 甲斐市竜王	142.630	3.830	"
	"	" 甲斐市竜王	142.630		
6	"	" 韮崎市円野町上円井	158.030	15.400	"
	"	" 韮崎市円野町上円井	158.030		
7	"	" 長野県諏訪郡富士見町落合	172.840	14.810	"
	"	" 山梨県南巨摩郡南部町万沢	19.462		
8	52	" 南巨摩郡南部町塩沢	34.200	14.738	峡南国道出張所
	"	" 南巨摩郡南部町塩沢	34.200		
9	"	" 南巨摩郡身延町相又	44.400	10.200	"
	"	" 南巨摩郡身延町相又	44.400		
10	"	" 南巨摩郡身延町下山	54.240	9.840	"
	"	" 南巨摩郡身延町下山	54.240		
11	"	" 南巨摩郡身延町西島	63.500	9.260	"
	"	" 南巨摩郡身延町西島	63.500	10.600	
	"	" 南巨摩郡富士川町長沢	74.100		
	52	" 南巨摩郡富士川町敷沢	68.000	3.944	"
	(甲西BP)	" 南アルプス市泉	71.944		
	"	" 南巨摩郡富士川町長沢	74.100		
13	52	" 韮崎市韮崎町(船山橋北詰)	88.315	14.215	甲府出張所
	"	" 甲斐市竜王	95.770		
14	"	" 甲府市丸ノ内3丁目	101.180	5.410	"
	"	" 南巨摩郡富士川青柳	71.944		
15	52 (甲西BP)	" 甲斐市下今井	86.123	14.179	"
	"	" 富士吉田市上吉田字上町	1.100		
16	138	" 南都留郡山中湖村大字平野	15.300	14.200	富士吉田国道出張所
	"	" 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺	36.600		
17	139	" 南巨摩郡富士河口湖町小立	57.000	20.400	"
	"	" 南巨摩郡富士河口湖町小立	57.000		
	"	" 富士吉田市上吉田上町	62.200	5.200	
18	"	" 富士吉田市上吉田新田	66.600		"
	"	" 南都留郡西桂町小沼	73.100	6.500	
	"	" 南都留郡西桂町小沼	73.100	13.250	
	"	" 大月市大月2丁目	86.350		
19	"	" 都留市上谷6丁目	0.000		大月出張所
	139 (都留BP)	" 都留市井倉	5.550	5.550	

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、甲府河川国道事務所所管施設等の災害時における早期情報収集及び応急対策に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、甲が管理または工事中の道路施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策（以下「災害応急対策業務」という。）に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は所管施設に災害が発生し、または、発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「災害応急対策業務」の協力を要請することができるものとする。また、業務を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する「防災訓練」への参加を要請することができるものとする。

（業務内容）

第 3 条 甲が、乙に対し協力を要請する「災害応急対策業務」及び「防災訓練」の主な内容は以下の通りである。

災害応急対策業務

① 緊急点検（パトロール）

地震等が発生し、道路に災害が発生または発生が予想される場合における、損壊箇所等被害の把握と報告。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として 2 車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は 1 車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等に段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 道路除雪

異常気象による豪雪時の道路除雪を行ない通行確保を図る。

防災訓練

⑥ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）および甲乙間の情報連絡訓練等。

（業務の実施区間）

第 4 条 業務の実施区間は（以下）のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇〇号 〇〇〇〇～〇〇〇〇

（建設資機材等の報告）

第 5 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、「災害応急対策業務」に際し使用可能な建設資機材・労力の数量(人数)及び体制を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（出動の要請）

第 6 条 甲は、乙に対して第 2 条に基づき「災害応急対策業務」または「防災訓練」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。

3 別に定める気象庁震度計(別紙)において震度 6 弱以上の震度を観測した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。

4 乙は、出動した場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

（業務の指示）

第 7 条 業務の直接の指示及び監督については、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとする。

2 前条第 2 項により出動した場合は、乙の判断で必要な「災害応急対策業務」を実施し、出張所長へ報告するものとする。

3 前条第 3 項により出動した場合は、第 4 条に定める区間の緊急点検(パトロール)を実施し、被害の有無及び被害状況について、出張所長に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 8 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、第 6 条に基づき、乙に出動を要請したときには、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、防災訓練について、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容のみの訓練の場合は除く。

(業務の実施報告)

第 10 条 乙は「災害応急対策業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

2 緊急点検（パトロール）については所定の日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて「災害応急対策業務」の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(業務の完了)

第 11 条 乙は、「災害応急対策業務」が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は、「災害応急対策業務」完了後、当該業務に要した費用（第 8 条による乙の建設資機材等を含む）の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第 9 条に基づき、その費用を支払うものとする。なお、防災訓練に要する費用については甲の基準(公共工事設計労務単価等)により、第 9 条に基づき支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 「災害応急対策業務」または「防災訓練」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(業務の特例)

第 15 条 災害の発生時の被災状況等により、第 3 条で規定する以外の業務内容および第 4 条で規定する以外の区間についても業務を実施できるものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の期間は、平成 24 年 9 月 1 日までから平成 27 年 8 月 31 日までとする。

(協定の解約)

第17条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性という災害活動実績には認めないものとする。

(附 則)

第19条 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所長	吉岡大藏印
乙	〇〇〇〇株式会社 代表取締役	〇〇〇〇印

別 紙

出張所	気象庁震度計位置（H24.4 現在）
大 月	上野原市、大月市、都留市
大 和	大月市、甲州市、笛吹市
甲 府	甲府市、昭和町、甲斐市、韮崎市、北杜市、南アルプス市 長野県富士見町
峡 南	南部町、身延町、富士川町
富士吉田	富士吉田市、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、西桂町

ヒアリング日時通知書

〇〇〇（株）〇〇課 〇〇 様

貴社のヒアリング日時について以下のとおり通知します。

協 定 名	災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定
ヒアリング日時	平成 2 4 年 8 月 9 日 （木）
ヒアリング時間	〇〇時から。
ヒアリングの方法	

- 注 1：当日は本紙を持参してください。
- 注 2：ヒアリング当日は開始時間 5 分前までに下記窓口までお越し下さい。
- 注 3：ヒアリング会場へは 3 名まで入室できます。
- 注 4：ヒアリング時間は 3 0 分程度とします。
- 注 5：ヒアリング内容等で得られた情報を第三者へ提供してはならないものとします。
- 注 6：やむを得ない事由により、上記日時によるヒアリングに出席出来ない場合はあらかじめ下記担当部局へその旨申し出ることにする。

窓口：甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職
Tel 0 2 6 （ 2 5 2 ） 9 5 8 1 （内） 4 7 0
FAX 0 2 6 （ 2 5 1 ） 2 5 9 8

会 社 名	
① 役 職	氏 名
② 役 職	氏 名
③ 役 職	氏 名

連絡先：Tel
（上記ヒアリングに出席予定の方の連絡先を記入して窓口あて F A X してください。）